

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………(同) …
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課) …
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同) …
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …

告示

● 東京都告示第千二百三十八号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年七月二十三日	小平市仲町四十一番二及び同番四の各一部	延長 二二・八二 幅員 四・〇〇

金子 博

東京都告示第千二百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年七月二十八日	西東京市泉町五丁目二千二百九十四番四から同番六までの各一部、同番十三及び同番三十七	延長 一・二・四六 幅員 五・〇〇

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シェーグレンの会

三 代表者の氏名

関口 徳雄

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区大谷口北町六十七番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、シェーグレン症候群および関連疾患患者の医学的理解を深め、QOL向上のために適切な情報収集と提供を行なうこと、潜在患者の掘り起こしと適切な診断と治療を受けるための支援、新しい治療を享受できる活動を行なうことにより本疾患および関連疾患の医療の増進に寄与すること、患者およびその家族との交流による本疾患の認知度向上および連帯の輪を拡大していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KPSZホッとライン</p> <p>三 代表者の氏名 青木 優子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市本町二丁目九番地八 サンヴェール国分寺エスタシオン二一〇</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主に地域で自立生活を営むしよがい者を対象に、障害福祉サービス事業（ヘルパー派遣事業及び介護人材の育成）と共に介護保険サービス事業（しよがい利用者の高齢化に伴い）を行いつつ、広く市民を巻き込みながら、草の根活動事業、ボランティアの普及と育成事業、広報啓蒙・情報ネットワーク事業、町の便利屋さん事業を充実させる。また、「しよがい者がいかに地域でみんなと一緒に当たり前に暮らしていけるのか」を実践、模索し、特定非営利活動法人KPSZホッとラインが維持・運営されることで、人と人との出会い、語り合い、たのしく活動し、交流できる場が生まれ、年齢の違いや性別を超えて、しよがいがある・無しを問わず、共に生きていける会を目指し、築き上げていくことを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本点字技能師協会</p> <p>三 代表者の氏名 中山 敬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目十八番二号 日本盲人福祉センター内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、第五条に掲げる事業を行い、正しい点字の普及に寄与するとともに、視覚障害者の情報環境の改善及び福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十二日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンディングセンター</p> <p>三 代表者の氏名 井上 治代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区北烏山一丁目八番十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、死と葬送のあり方に関する課題を解決するための支援事業を行い、尊厳ある死と葬送の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピアサポートネットしよば</p> <p>三 代表者の氏名 相川 良子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号 KTビル二〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、青少年が抱える諸問題を学校、行政、民間団体、NPO、企業等の幅広い機関の連携し、また、居場所づくりや体験活動を進めている団体や個人が青少年の主體的な活動をサポートするためのネットワーク化を図ることなどを通して自立をサポートする。公益的な事業を展開・推進することにより相互に支えあう地域社会の実現を目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年八月十三日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人緑パワー</p> <p>三 代表者の氏名</p>
--	---	---

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は性的マイノリティ当事者が性別、性自認、性的指向によって差別されることなく、安心して福祉サービスを利用、提供できる環境を整えるとともに、地域で暮らす様々な人とのコミュニティづくりにより地域の</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都八王子市北野町五百五十五番地十三 北野マンション一〇一号</p>	<p>三 代表者の氏名</p> <p>佐藤 麻生</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人 Startline net</p>	<p>四 山田 育男</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>東京都武蔵村山市本町三丁目五十二番地の九</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、就労困難及び生活困窮状況下で孤立状態を強いられながら生活を余儀なくされている社会的に不利な立場の方々に対して、安心して働き続けられる場を提供するとともに、相互扶助の精神を基盤に据えた多様な支援システムと地域ネットワークの構築を図りながら、人が大切にされる住まいと暮らしや、誰もが社会の中で出番を持ち、一人ひとりがその人らしく生きることのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(以上原文のまま掲載)</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都町田市大蔵町五十六番地 鶴川アカデメイアビル</p>	<p>三 代表者の氏名</p> <p>水谷 紘</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人終活支援センター桐中会</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十七年七月三日</p>	<p>活性化と、社会福祉問題の解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十七年七月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人終活支援センター桐中会</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>加藤 久士</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都板橋区板橋三丁目五十三番十四号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、高齢者が自らの意思決定により人生の終末期を不安なく過ごすことができるよう包括的な支援をすること、認知症などの理由で判断能力が不十分な方々及びその家族に対して包括的な支援をすることにより、高齢者の権利擁護と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、ストレス関連疾患患者を対象に、農作業・販売を通じて克服を促していく活動、病気になった経緯及び農作業を通じて克服した事を語る講演活動を行い、健康社会の増進に寄与し広益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都八王子市中野町二千五百五十六番地一</p>	<p>三 代表者の氏名</p> <p>太田 光彦</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人ルーツ・ユアセルフ</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十七年七月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人ルーツ・ユアセルフ</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>太田 光彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都八王子市中野町二千五百五十六番地一</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、ストレス関連疾患患者を対象に、農作業・販売を通じて克服を促していく活動、病気になった経緯及び農作業を通じて克服した事を語る講演活動を行い、健康社会の増進に寄与し広益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市旭が丘三丁目一番一及び同番三の各一部 中央区日本橋室町二丁目一番一号

三井不動産株式会社

代表取締役 菰田 正信

青梅市今寺五丁目六番三及び同番三十四から同番四十七まで

西東京市西原町一丁目四番一号

アイディホーム株式会社

代表取締役 久林 欣也

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001